議第１号

安全保障関連法案の廃案を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり徳島県議会会議規則第１４条第１項の規定により提出する。

平成２７年９月１７日

提　出　者	臼　木　春　夫	庄　野　昌　彦
	黒　﨑　　　章	髙　井　美　穂
	山　田　　　豊	達　田　良　子
	上　村　恭　子	長　池　文　武

徳島県議会議長　　川　端　正　義　殿

安全保障関連法案の廃案を求める意見書

安全保障関連法案の国会審議は、現在、参議院での議論に委ねられており、国会会期末９月２７日まで、あとわずかとなっている。安全保障関連法案については、いまだ国民的合意も得られておらず、憲法違反との指摘もなされるなど、強引な今国会での成立は将来に禍根を残すことになる。このような中、良識の府と言われる参議院での採決は行うべきではなく、一度廃案にし、国民とともに日本の将来図を議論した上で、憲法との整合性、法的安定性の議論を行うべきである。

本法案に対する国民のアレルギー、不信感、不安感は、日を重ねるにしたがって増幅し、国会を取り囲むデモ行進をはじめ、全国各地でも、大きな反対のうねりがわき起こっている。８月下旬の朝日新聞による世論調査では、法案に反対が過半数を超え、今国会で成立させる必要はないと考える国民は６５パーセントにも上る。全く国民合意は得られていない。

そのような中、自由民主党の高村正彦副総裁は、講演で、「国民のため必要な法律だ。十分に理解が得られていなくても、決めないといけない」と述べ、国民世論無視、上から目線、多数議席を獲得しているおごりであるとの批判も大きいものがある。

さらに、本法案は法的安定性の欠落が指摘されている。それは、解釈改憲という、少人数の閣僚だけで閣議決定し、圧倒的な与党の数で法案を通し、実質的な改憲を図ろうとしているからである。国民にとって大変重い法案、それも歴代内閣が憲法に抵触するということで踏み込まなかった集団的自衛権の行使容認について、国民の合意形成という手順を省き、政府与党の閉ざされた合意だけで事を済まそうとしているからである。

国際貢献についても、自衛隊派遣の強化だけが選択肢ではなく、難民支援や感染症対策、紛争調停など多様な課題が山積みであり、憲法第９条を生かした貢献の議論も深めるべきである。

違憲と指摘される法案を成立させることは許されない。衆議院の拙速を戒め、参議院の存在を今こそ国民に示すときと考える。よって、参議院での採決は行わず、廃案とするよう強く要請する。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成　　年　　月　　日

議　　長　　名

提　出　先
衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
法務大臣
外務大臣
防衛大臣
内閣官房長官

協力要望先
県選出国会議員